

総社市監査委員告示第1号

総社市監査委員職務執行規程（平成17年総社市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市代表監査委員 風 早 俊 昭

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（監査，検査等の期日） 第2条 条例第3条の規定による監査又は検査の期日は，次のとおりとする。 （1）～（3）略 （4）法第235条の2第1項の規定による現金の出納検査は，その月分を公営企業会計については翌月21日，<u>22日の両日</u>，その他の会計については翌月14日，15日の両日。ただし，その日が休日に当たるときは，その翌日 2 略</p> | <p>（監査，検査等の期日） 第2条 条例第3条の規定による監査又は検査の期日は，次のとおりとする。 （1）～（3）略 （4）法第235条の2第1項の規定による現金の出納検査は，その月分を公営企業会計については翌月21日，その他の会計については翌月14日，15日の両日。ただし，その日が休日に当たるときは，その翌日 2 略</p> |

附 則

この告示は，令和2年4月1日から施行する。